

令和5年度

立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金

補助対象事業 募集要項



ユース世代がつくる子どもと一緒に楽しむ演劇



こどもも大人も見る聴く体験する立川古今東西音楽会



都市と公共空間の関わり方を再考を促す空間デザインイベント

表紙写真：令和4年度文化芸術のまちづくり補助金対象事業より

文化芸術のまちづくり事業補助金とは

この補助金は、市内で活動する文化芸術団体が実施する事業を支援することで、第4次文化振興計画に定める「文化芸術ではぐくむ だれもが楽しめるまち」を実現するため、立川市の文化芸術団体支援機関である立川文化芸術のまちづくり協議会が実施するものです。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施される事業で、一定の条件を満たすものに対し、最大50万円の補助をします。対象事業の申請年数に応じて、補助金・奨励金の制度がそれぞれあります。

補助金の限りある財源を有効に分配するため、補助対象事業選定委員会を通して事業の評価を行い、補助対象事業を決定します。

目次

補助金・奨励金概要 - - - - - 1

補助対象経費について - - - - - 8



協議会キャラクター「メロリン」

令和4年度 補助金・奨励金実績

令和4年度立川文化芸術のまちづくり協議会補助事業 補助金・奨励金 申請団体一覧

補助金 奨励金	事業名・団体名・内容		上段： 開催時期 下段： 開催場所	補助金交付・ 申請実績			奨励金交付・ 申請実績		
				①	②	③	①	②	③
				①	②	③	①	②	③
補助金 ①	フルオーケストラによるクラシックコンサート (たちかわの若き演奏家をソリストに迎えて)	ムジカ プロムナード	令和5年2月23日 (木・祝)	R3	R4	-	-	-	-
	フルオーケストラによるクラシックコンサートを実施。地域、特に子供たちに生の演奏に触れる機会を提供するとともに、地域のオーケストラとして市民との交流を深める。今回、地域のソリストを迎えての演奏を実施、地域の若い演奏家への表現の場を提供し、地域の文化振興を図る。		たましんRISURUホール 大ホール						
補助金 ②	ユース世代がつくる子どもと一緒に楽しむ演劇	一般社団法人AsoVo	令和4年8月10日 (水)、11日(木・祝)	R4	-	-	-	-	-
	「日頃演劇を観ることがない人達に届ける」「未来の演劇ファンを育成する」が目的の事業。小さい子がいる等の気軽に出かけられない人達に向け、子どもと一緒に見ることで楽しめる作品を目指す。たちかわ演劇祭に参加したほか、出演者が劇中で行うゲームや会話についての動画を製作し、上演前にSNSにて定期発信した。		たましんRISURUホール 小ホール						
補助金 ③	都市と公共空間の関わり方を再考を促す空間デザインイベント	URBAN KNIT	令和4年12月27日	R4	-	-	-	-	-
	グリーンズプリングス内などの公共空間における活動を活発にさせることを目的にワークショップなどを開催し、公共空間の在り方の可能性を探る。移動可能なテーブルなどの什器をデザイン・設置し、子ども向けの教育ワークショップを企画している。		グリーンズプリングス内広場						
補助金 ④	立川ふれあいこどもまつり	立川ふれあいこどもまつり実行委員会	令和5年3月21日 (火・祝)	R1	R3	R4	-	-	-
	工作、昔遊び、わらべうた、市内児童館によるあそびコーナー、絵本コーナー、ハーモニカ生演奏等をおこなう「ふれあいこどもまつり」を開催。子どもたちが地域の方と交流しながら様々な文化体験を通すことにより、豊かな感性を育てるようにする。		たましんRISURUホール						
補助金 ⑤	こどもも大人も見る聴く体験する立川古今東西音楽会	ライフアートユニオン	令和5年3月22日(水)	R4	-	-	-	-	-
	立川市在住の古典音楽の名人とオペラ歌手を中心に古今東西の音楽のセッションを行い、文化都市立川市の魅力とそこから生み出される新しい文化の創造を行う。RISURUホールにて子供からお年寄りまで楽しめる小鼓や歌、ピアノ、フルートの体験型ワークショップとコンサートを行い古今東西音楽への理解を深める。		たましんRISURUホール						
補助金 ⑥	朝鮮半島の芸術が灯す未来への光ーハンギョルー	CHU CHE (チュ チェ)	令和5年3月24日(金)	R3	R4	-	-	-	-
	朝鮮半島の芸術を通して日本における在日朝鮮人の存在をアピールし知ってもらうことで、文化交流、日朝友好・親善に繋げる。プロのダンサーや奏者を招いて朝鮮の楽器で日本の曲を奏でるなど歌や踊りのアンサンブル公演を行う。		たましんRISURUホール 小ホール						
補助金 ⑦	立川ニューイヤーオペラガラコンサートⅢ	遊 音楽企画	令和4年4月～令和5年2月	R4	-	-	-	-	-
	立川市にゆかりある若手音楽家たちを中心とし、オペラから昭和歌謡まで幅広い客層に楽しんでもらえるコンサートを開催。また、コンサートに先駆けアウトリーチ企画として老人ホームなどで無料コンサートを実施する。公演後にはアーカイブ動画を作成し、来場できない人に向けた放映		たましんRISURUホール 小ホールほか						
補助金 ⑧	～大好きなまち立川～たちかわ吹奏楽フェスタ	立川市吹奏楽交流会	令和4年11月23日 (水・祝)	R4	-	-	-	-	-
	フェスティバル形式の吹奏楽コンサートを開催。市内の小・中・高等学校の吹奏楽部や大学及び一般のアンサンブルや吹奏楽団が出演予定。吹奏楽の振興、吹奏楽を通じた世代間の交流や地域コミュニティの振興を図ることを目的としている。		たましんRISURUホール 大ホール						
奨励金 ①	アール・ブリュット立川2022	アール・ブリュット立川実行委員会	令和4年4月～令和5年3月	R1	R2	R3	R4	-	-
	アール・ブリュット作品の展示。立飛倉庫の道路コンクリート壁に原画を描く「立飛ウォールプロジェクト」を実施中のほか、高松学習館や立川タクロス、グリーンズプリングス等で作品展示をおこなった。アール・ブリュット作品を多くの人に伝えるとともに、福祉環境の中で生きる作家たちの自立支援のバリエーションになるよう活動している。		立飛倉庫壁面、高松学習館、立川タクロスminiギャラリー、グリーンズプリングス						
奨励金 ②	Nomad Art ノマドアート2022年度事業(仮)	Nomad Art ノマドアート	令和4年12月19日(月)～令和5年2月3日(金)	H29	H30	R1	R3	R4	
	市民がより直接的に関与するアートプロジェクトの実施を通じて、地域文化の担い手であるという意識構築や地域内の継続した協力関係構築が目標。多摩信用金庫本店本部地域貢献スペースにて地域市民を題材にした作品を展示。会期終了後に作品を関係先に寄贈・貸与し、各場所での展示継続によって更なる波及効果を狙う。		多摩信用金庫本店本部地域貢献スペースほか						

※補助金⑦⑧については新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度から繰り越し

8事業中8事業採択

交付予定額合計	2,808,000
交付額合計	2,668,000

補助の対象となる団体及び事業

補助を受けるには、以下の条件を満たす必要があります。

補助対象となる**団体**の条件（補助金・奨励金共通）

- (1) 文化芸術活動を行っているか、今後（継続的に）行う意思がある団体であること
- (2) 構成員が5人以上の団体であること
- (3) 主たる活動の場が立川市内にあるか、今後立川市内で（継続的に）活動する意思がある団体であること
- (4) 営利活動を目的としていない団体であること
- (5) 政治活動や宗教活動を目的としていない団体であること
- (6) 暴力団もしくはその統制下にある活動を行っていない団体であること

○ 法人格の有無、学生・社会人は問いません。

○ 団体の規約や会則及び会員名簿を応募書類に添付してください（お持ちでない場合はご相談ください）。

補助対象となる**事業**の条件

【補助金】

- (1) 主に立川市内で実施すること※¹
- (2) 公益性を有すること及び市民生活において不特定多数の利益に寄与すること※²
- (3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に実施すること
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと
- (5) 次の①～⑤に該当する文化芸術事業であること
 - ① 地域社会の文化芸術の向上に寄与する事業
 - ② 先進性を持った事業
 - ③ 独創性を持った事業
 - ④ 発展性・波及性を持った事業
 - ⑤ その他、特に必要と認める事業※³
- (6) 応募する事業が立川市及び立川市の外郭団体から補助金を受けていないこと
- (7) 企画制作されたパッケージを購入する「買い公演」や営利を目的とする「招聘公演」でないこと

※¹ 立川市民が主な対象であれば、この限りではありません。

※² その事業による受益者が団体構成員や特定の人のみの場合には対象となりません。

※³ 立川文化芸術のまちづくり協議会及び選定委員会で個別に判断します。

【奨励金】

左記補助金の条件に加え、以下の条件を満たし、文化芸術の育つ環境づくりを積極的に推進する事業を対象とします。

- (1) 立川文化芸術のまちづくり事業補助金を既に通算3年間活用していること
- (2) 公益性が高く、市民生活において不特定多数の利益に大きく寄与すること
- (3) 立川の文化芸術によるまちづくりのために、特にその継続が必要と認められること
- (4) 本奨励金を活用しない自立性ある運営を目指して、財源確保等の自主的な取組を実施又は令和5年度中に実施を予定していること

補助金の内容と交付期間

補助金額の上限は50万円。自己資金の持ち出しを軽減し、事業の新規開始時をサポートすることを目的に、補助の対象となる事業経費に対する補助金の割合を以下の通りとします。

補助金の交付 1年目が4分の3以内、2年目が3分の2以内、3年目が2分の1以内。奨励金は2分の1以内。補助金・奨励金の交付は予算の範囲内で行います。

審査は非公開とし書類審査及びヒアリングを行います。同一年度で応募できるのは1事業のみ。

同一事業の補助金・奨励金の交付については通算3回を限度とします。ただし、一度の応募・審査で3回の補助が約束されるものではなく、各年度の事業募集に応募し、選定委員会で認められる必要があります。

〈例えば〉 補助対象経費 50 万円 の事業を申請する場合		1 年目	2 年目	3 年目・奨励金
	補助金・奨励金（上限）	375,000 円	333,000 円	250,000 円
	自己資金	125,000 円	167,000 円	250,000 円

* 審査により交付予定額の上限と事業終了時の補助対象経費に対する割合を決定し、最終的な交付額に反映させます。

補助の対象とする経費

補助の対象となる経費は、対象の事業に係る経費のうち、次に挙げるものとします。

対象経費上限額などの詳細については、8 ページ以降に掲載している「補助対象経費について」をご確認ください。

補助対象経費	補助対象外経費
○講師等謝礼費（講師謝礼、アルバイト賃金、出演料等）	× 団体事務運営費（備品や日常事務のための消耗品、光熱水費等）
○消耗品費（事業に使用する文具等）	× 食糧費・宿泊費
○印刷製本費（チラシ・ポスター・プログラム等）	× 団体の構成員が受取人となる謝礼等
○通信運搬費（郵便料、ガソリン代等）	× その他選定委員会が不相当と認める経費
○使用料（会場使用料、借り上げ料等）	
○保険料（傷害保険料等）	
○その他の経費（委託料、各種手数料、印紙代等）	

○領収書の宛名は、代表団体名としてください。

新型コロナウイルス感染症への対応

令和5年度より、新型コロナウイルス感染症への対応は審査基準には含みません。なお、新型コロナウイルス感染症の対応のために支出した経費に対して、補助対象経費基準表によらず下記のような補助を行います。

【中止になった事業について】

令和5年度内に開催予定であった事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により中止になったものについては、準備等にかかった経費分の補助を行います。※1

＜例＞令和5年4月開催予定だった公演が新型コロナウイルスの影響を受け中止になったが、チラシ等はすでに作成していた。

→補助対象経費（8ページ）の分の申請が可能です。

【対象経費について】

新型コロナウイルス感染症の影響により発生した経費について、従来の補助対象経費（8ページ）の他に「新型コロナウイルス感染症対策費」として補助を行います。※2

＜例＞・感染症予防のための消毒液やマスク等の消耗品の購入

・動画配信のためのビデオカメラ等のリース料 ※3

・会場消毒や入場制限監視員などの委託料 など

※1 事業が中止となった場合でも補助通算回数としてカウントし、補助金の内容と交付期間（2ページ）に規定する通りの扱いとなります。

※2 ビデオカメラの購入など一般的に高額とみなされるものについては対象外経費とします。判断が難しい場合は事前にご相談ください。

※3 会場の定員に制限がある場合など、通常のカンファレンス開催と同時に動画配信を行うなどのハイブリット型の開催も事業として認められます。そのような開催方法を取った場合の経費も感染症対策費と認められます。

申請時の相談について

○補助金・奨励金の申請にあたって、ご相談を受け付けます(希望者のみ)。

下記にご連絡いただき、ご予約の上、お気軽にご相談ください。

TEL : 042-526-1312 (直通) FAX : 042-525-6581

e-mail : kyougikai@tachikawa-chiikibunka.or.jp

応募の方法

応募の方法は、下表のとおりです。

応募期間	令和5年9月11日(月)～令和5年11月10日(金) <必着>
応募書類	<p>指定の応募用紙(第1・2・3号様式)をお使いください。 なお、別に添付書類として以下の書類も必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">①団体の会則・規約・定款等②会員名簿(会員名簿は、審査及び事業内容の確認のみに使用します)③団体の年間活動や予算・決算等のわかる資料(総会資料等) <p>* 応募用紙は、協議会事務局(たましんRISURUホール2階)で9月8日(金)から配布する募集要項内のほか、立川市や財団のホームページからダウンロードできます。</p> <p>* ご提出いただいた応募書類の返却はできません。</p>
提出方法	<p>●郵送提出 <令和5年11月10日(金)締切必着> 宛先：〒190-0022 立川市錦町3-3-20 たましんRISURUホール2階 立川文化芸術のまちづくり協議会事務局 (公益財団法人立川市地域文化振興財団内) (応募書類在中と明記してください)</p> <p>●直接提出 たましんRISURUホール2階「立川市地域文化振興財団」へ直接お持ちください。 土曜・日曜・祝日はお休みです。 午前9時～午後5時15分の間にご提出ください。</p>

【補助金応募から事業完了報告までのスケジュール】

応募期間	令和5年9月11日（月）～令和5年11月10日（金）
ヒアリング	令和5年11月28日（火）
事業実施期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
報告書提出	令和6年4月中旬まで（事業完了後随時）

補助金・奨励金対象事業の審査

選定委員会において、応募事業の書類審査及びヒアリングを行います（非公開）。

●書類審査及びヒアリングについて

団体や事業の内容、書類等が応募の要件を満たしているか、不適切な経費計上はないかを確認するための審査です。書類審査で問題がない団体にはヒアリングを行います。

●ヒアリング日程について

日程及び場所	<u>令和5年11月28日（火）</u> たましんRISURUホール内（予定） （申請受領後、申請者宛に時間・場所を通知します。）
発表方法	プレゼンテーション及びヒアリング
審査方法	応募団体ごとに指定する時間に審査を行います。各団体が行う事業等について、質疑応答を行います。

●審査基準について

選定委員会では、以下の項目に留意して審査を行います。

- ① 社会貢献度・地域貢献度
- ② 安定性・計画性
- ③ 発展性・波及性
- ④ 独創性・先進性
- ⑤ 今日性・重要度
- ⑥ 情熱・意欲・熱意

●審査結果について

審査結果は、順次「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金交付対象事業審査結果通知書」（第4号様式）で各応募団体に通知します。また、対象となった事業及び団体の名称は協議会及び立川市または財団のホームページなどで公表します。

事業報告・交付申請

- 補助金交付を受けた団体は、事業終了後1ヵ月以内（事業終了が年度末の場合は、令和6年4月中旬まで）に実績報告書類を提出していただきます。
- 交付額は、交付予定額以内で、補助対象経費（事業終了時）に対して審査結果通知書に記載された割合以内の金額（1,000円未満切り捨て）となります。
- 報告の際、書類の不備や誤った記載があった場合は修正していただく必要があります。日程に余裕をもった報告に、ご協力ください。
- 期日までに報告が確認できないときは、補助金が不交付となり返還請求をする場合があります。

報告時の提出書類

- ・ 「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金実績報告書」（第8号様式）
- ・ 「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金事業報告書」（第9号様式）
- ・ 「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金収支決算書」（第10号様式）
- ・ 「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金交付申請書」（第11号様式）
- ・ 領収書の写し（コピー）【宛名が主たる団体のもの】
- ・ 出納簿（コピー可）
- ・ 事業の成果物（冊子・パンフレット・チラシ等）
- ・ 事業実施時の写真（デジタルデータ含む）
- ・ その他参考資料

- 必ず写真や映像を記録して、活動の様子を記録・保存して下さい。
- 活用事業発表会を開催する場合は、日程・場所など詳細について補助金・奨励金を交付する団体に追って通知します。
- 立川文化芸術のまちづくり協議会が「事業成果報告書」を作成する場合には、原稿の寄稿などのご協力をお願いいたします。

補助金・奨励金の前払い

「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金交付対象事業審査結果通知書」（第4号様式）で内定を通知された団体で、前もって補助金・奨励金の一部の支払いを受けなければ対象事業の実施が困難な場合、申請により交付予定額の2分の1まで（1,000円未満切り捨て）の前払いを受けることができます。

前払いを受けようとする場合、「立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金前払申請書」（第5号様式）を提出して下さい。申請書の提出を受けて、補助金・奨励金（前払い分）をお支払いします。

補助金・奨励金（前払い金）は交付予定額（内定）を前提としてお支払いするもので、事業終了後の決算の際に協議会による報告書類の確認をもって、最終的な交付額を決定します。

事業実施にあたっての留意事項

1. ポスター・チラシ・パンフレット・看板等の製作について

ポスター・チラシ・パンフレット・看板等を製作する際には、
「令和5年度 立川市文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金
助成事業」の文言とロゴマークの明記をお願いいたします。



TACHIKAWA
BILLBOARD

2. 事業・団体に関する情報提供について

市民や各種メディア等から事業に関する問い合わせがあった場合には、応募書類に記載されている団体の代表者名および事務所連絡先を公開しますので、ご了承ください。

補助金申請までの流れ

【応募期間】

9月11日（月）～11月10日（金）（必着）
公益財団法人立川市地域文化振興財団へ提出

【ヒアリング】※参加必須

日程：令和5年11月28日（火）
場所：たましんRISURUホール

【採択事業決定】12月中旬頃（予定） 応募団体へ審査結果通知送付

【交付申請・交付決定】 予算の範囲内で交付決定額を調整します。

【補助対象事業】 事業実施

※希望する団体には補助金・奨励金を事前交付

【事業完了】令和6年3月31日まで

事業完了後、1か月以内に事業報告書一式を提出
事務局が報告書類を確認後、補助金・奨励金を交付

補助対象経費について

補助金を適正かつ公正に各団体に交付するため、下表のとおり「立川市文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金」の補助対象経費について基準を定めています。この補助金は、文化芸術活動団体の「自主的な活動」を支援し、かつ、団体の運営そのものではなく、実施する事業に対して交付するものですので、この目的に沿って定められた基準です。

- ☆ 補助金への応募の際は、この基準をご参照のうえ、事業収支予算書を作成してください。できるかぎり、この基準に沿った予算立てをお願いいたします。
 - ☆ 事業を実施するためやむを得ず、基準に沿わない事項が出てしまう場合には、その理由がわかるように、予算書に内訳を詳しく記載するか、別途書類を添付するなどして、事情の説明をお願いいたします。その事情を含めて、選定委員会にて適否を判断いたします。
- * なお、謝礼や委託料が著しく高いなど、あまりに特異な場合には、予算立ての根拠とした見積書等の資料提出をお願いすることもありますので、予めご了承ください。

立川文化芸術のまちづくり事業補助金・奨励金 補助対象経費基準表

項目	補助金・奨励金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
講師等謝礼	<p>★総事業費に対する謝礼費の割合が著しく高い場合は対象としない場合があります。</p> <p>講師</p> <ul style="list-style-type: none">◆一般の人が広く参加する講習会・講演会等に講師を招く場合を対象とします。 ※団体構成員のみが参加する学習会等のための講師は対象になりません。◆補助の対象となる単価の上限は 1時間あたり15,000円 とします。 ※上限を超える部分は、補助対象外経費に計上してください。◆内訳欄で、予定講師・単価・時間等を明確にしてください。 (予定している講師について、詳細な資料があれば併せて提出してください。)◆招へいにかかる交通費は上記単価に含めてください。◆団体構成員が講師を務める場合、その謝礼は対象になりません。 <p>アルバイト</p> <ul style="list-style-type: none">◆応募事業実施のために必要なアルバイトのみを対象とします(事務運営に関わるとみなされる場合は対象になりません)。◆補助の対象となる単価の上限は、1時間あたり 一般：1,080円(令和5年10月以降は一般：1,120円) /有資格者(保育等)：1,200円 とします。 ※上限を超える部分は、補助対象外経費に計上してください。
(次頁につづく)	<ul style="list-style-type: none">◆内訳欄で、アルバイト内容・単価・時間・人数等を明確にしてください。◆アルバイトにかかる交通費は、実費相当分とします。 謝礼費欄に内訳を明確にしながらか計上してください。

項 目	補助金・奨励金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
講師等謝礼 (つづき)	出演料 ◆内訳欄で、招へいする出演者、単価等を明確にしてください。 (予定している出演者について、詳細な資料があれば併せて提出してください。)
消耗品費	事業に使用する文具等の消耗品を対象とします。 ◆内訳欄で、内容・単価・数量等を明確にしてください。 ◆記念品は対象になりません。 ◆備品となるものは対象になりません(パソコン用ソフトも備品に準じます)。
印刷製本費	チラシ・ポスター・プログラム等の印刷製本費用を対象とします。 ◆内訳欄で、作成物・単価・数量等を明確にしてください。 ◆業者に発注する場合も印刷製本費として計上してください(内訳は同様に明示してください)。
通信運搬費	郵送料 郵便代・宅配便代など郵送にかかる費用を対象とします。 ◆内訳欄で、内容・単価・数量を明確にしてください。 運搬費 ガソリン代や、業者に発注して運搬する場合などに必要な経費を対象とします。 ◆内訳欄で、内容・単価等を明確にしてください。 ◆構成員が車を提供した場合にはガソリン代のみ対象となります(車の提供者名の領収書ではなく、ガソリンスタンドの領収書が必要となりますのでご注意ください)。提供者への謝礼等は対象になりません。 ◆レンタカー使用の場合で、借上げ代金の中にガソリン代が含まれる場合は、使用料(借上げ料)と一緒に計上してください。 ◆運搬作業のためにアルバイトを要した場合でも、アルバイト費用は「謝礼費」に計上してください。 電話・FAX・インターネット等通信料 通常の事務経費との区別が難しいため、対象になりません
使用料 (次頁につづく)	会場使用料 催物の使用にかかる経費を対象とします。 ◆事業実施のために必要なもののみを対象とします。 ◆内訳欄で、予定会場・単価・時間等を明確にしてください。

項 目	補助金・奨励金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
<p>その他 (つづき)</p>	<p>委託料</p> <p>★ 総事業費に対する委託料の割合が著しく高い場合、あるいはその作業を外部に委託する必要性が認められない場合には、対象としない場合があります。</p> <p>◆内訳欄で、委託内容を明確にしてください（詳細な資料があれば別添してください）。</p> <p>その他、事業実施に必要と認められるものを対象とします。</p> <p>例：各種申請手数料 ・ 振込手数料 ・ 印紙代 ・ 著作権料 など</p> <p>◆「雑費」「予備費」等の名目では対象になりませんので、具体的に記載してください。</p> <p>◆内訳欄で、内容や必要な事情等を明記してください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策費</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策でかかる経費はこちらにまとめてください。</p> <p>例：消毒液やマスクなどの消耗品費 ・ 感染症対策の亚克力板等の購入費 ・ 映像配信費 ・ 会場消毒や入場制限監視員などの委託料 など</p> <p>◆内容をなるべく具体的に明記してください。</p>
<p>対象外経費</p>	<p>以下のような経費は、補助の対象になりません。</p> <p>団体事務運営費</p> <p>備品や日常事務のための消耗品購入費・通信費・印刷費・人件費・家賃・光熱費など</p> <p>食糧費 ・ 宿泊費 ・ 受取人が構成員となる「謝礼」等</p> <p>その他、当補助金制度の趣旨・申請事業の内容等を勘案して、<u>選定委員会が適切でない</u>と判断するものは対象になりません。</p>

お問い合わせ先

立川文化芸術のまちづくり協議会事務局 補助金担当
(公益財団法人立川市地域文化振興財団 文化事業係)

〒190-0022 立川市錦町 3-3-20

TEL : 042-526-1312 FAX : 042-525-6581

e-mail : kyougikai@tachikawa-chiikibunka.or.jp